○東北地方整備局告示第二百十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十三日

東北地方整備局長　津田　修一

第１　起業者の名称　青森県

第２　事業の種類　二級河川中村川水系中村沢総合流域防災事業（砂防堰堤工事及び渓流保全工工事）

第３　起業地

１　収用の部分　青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字中山ノ井及び字下山ノ井地内

２　使用の部分　青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字中山ノ井及び字下山ノ井地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**１　法第20条第１号の要件への適合性**

申請に係る事業は、青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字中山ノ井及び字下山ノ井地内における二級河川中村川水系中村沢総合流域防災事業（砂防堰堤工事及び渓流保全工工事）（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第３条第３号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

**２　法第20条第２号の要件への適合性**

起業者である青森県は、既に本件事業を開始していること、砂防法第２条の規定により砂防設備を要する土地に指定されていること、同法第５条の規定により都道府県知事は砂防設備の工事を施行する義務を有するとされていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

**３　法第20条第３号の要件への適合性**

**⑴　得られる公共の利益**

二級河川中村川水系中村沢（以下「本渓流」という。）は、青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町地内に位置する延長440ｍ、流域面積0.064㎢の小渓流であり、下流部には人家及び耕地並びに町道中村中央線が存在している。

本渓流が存する青森県津軽地方においては、平成25年９月の台風18号によって、土石流及び崖崩れにより13箇所の土砂災害が発生し、鰺ヶ沢町においても２箇所で土砂災害が発生している。

また、本渓流の流域には不安定土砂が厚く堆積していること、尾根部では急勾配な斜面になることから、豪雨時には不安定土砂及び立木が土石流となって流出する危険性が極めて高い状況にある。

本件事業は、このような状況に対処するため、砂防堰堤及び延長80.6ｍの渓流保全工を整備することにより、100年超過確率日雨量の豪雨により流出する計画流出量1,955㎥の土石流を捕捉及び抑制することを目的とした事業である。

本件事業の完成により、本渓流の下流部の住民の生命、財産及び公共施設の保全に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年10月に任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、騒音及び振動については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、環境省レッドリストに絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている北奥羽・北上山系のホンドザルその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウが確認されている。これらの種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、カモシカ及びホンドザルについては、本件事業地の上流部を迂回できるため生息環境に与える影響は小さいとされている。ノダイオウについては、周辺地へ移植する等の適切な保全措置を講じることにより問題ないとされている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、豪雨時に不安定土砂及び立木が土石流となって流出する危険性が極めて高い状況にある本渓流において、土石流を捕捉及び抑制し、下流部の住民の生命、財産及び公共施設を保全することを目的として砂防設備を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業における砂防堰堤の建設位置については、下流案（以下「申請案」という。）のほか、中流案及び上流案について検討が行われている。

申請案と他案を比較すると、申請案は、用地取得面積が３案中最も多いものの、工事用道路の距離が短く、渓流保全工の延長も短いため施工性に優れていること、

事業費が最も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

**４　法第20条第４号の要件への適合性**

**⑴　事業を早期に施行する必要性**

３⑴で述べたように、豪雨時に不安定土砂及び立木が土石流となって流出する危険性が極めて高い状況にある本渓流において、土石流を捕捉及び抑制し、下流部の住民の生命、財産及び公共施設を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、鰺ヶ沢町長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

**⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

**５　結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　青森県西津軽郡鰺ヶ沢町役場